# 熊本県議会

# 道州制問題等調查特別委員会会議記録

平成19年12月11日

開会中

場所第1委員会室

# 第 4 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成19年12月11日 (火曜日)

午前10時2分開議午前11時24分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」について
- (2) 第2次道州制検討委員会(九州地域戦略会議)の取組み
- (3) 北海道における道州制特区の概要
- (4) 閉会中の継続審査について
- (5) その他

出席委員(16人)

委員長 前 川 收 三郎 副委員長 松 田 委 員 倉 重 剛 委 員 松 村 昭 委 員 渡 男 辺 利 委 員馬 場 成 志 委 員 氷 雄一郎 室 員 鎌 委 田 聡 委 員 守 憲 中  $\blacksquare$ 委 員 池 田 書 和 委 員小早川 宗 弘 委 員吉 忠 道 田 員 田 委 端 義一 委 員 渕 上 陽一 員 早 田 委 順 委 員 髙 木 健 次

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策局

局長木本俊一企画課長内田安弘

総務部

部長原田正一次長木材利昭

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

行政経営課長 小 嶋 一 誠

財政課長 市 川 靖 之

税務課長 富 田 健 治

市町村総室長 松 見 辰 彦

市町村総室副総室長 村 山 栄 一

地域振興部

政策調整審議員兼

地域政策課課長補佐 坂 本 孝 広 健康福祉部

健康福祉政策課長 岡 村 範 明環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 宮 尾 千加子 商工観光労働部

商工政策課長 宮 尾 尚

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 瀬 口 豊 土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武 田 正 宣 議事課課長補佐 宮 﨑 聖

午前10時2分開議

○前川收委員長 ただいまから、第4回道州 制問題等調査特別委員会を開会いたします。 お手元に本日の次第を置いてありますが、 そちらをごらんいただきたいと思います。

本日の議題は、資料の報告が3本ございます。早速、報告していただき、その後、それらを踏まえて、委員の皆様と活発な議論を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、資料の1から3まで事務局から 一括して御報告をお願い申し上げます。

○内田企画課長 企画課長の内田でございま す。よろしくお願いいたします。

本特別委員会では、地方分権改革、道州制について議論を行っていただいているところでございますが、まず、先月、地方分権改革推進委員会から出されました中間的な取りまとめの概要を御説明いたします。次に、前回の委員会で九州知事会と九州の経済団体で構成する九州地域戦略会議における国、道州、市町村の役割分担についての検討状況報告をとの要請をいただきましたので、九州地方戦略会議における議論の概要、そして道州制特区として現実に道州制に踏み出しております北海道の状況について、資料をもとに御説明させていただきます。

まず、先月の16日に地方分権改革推進委員 会から出されました中間的な取りまとめにつ いて御説明いたします。委員会資料3ページ、 資料1をお願いいたします。地方分権改革推 進委員会は、昨年12月に成立しました地方分 権改革推進法の第9条の規定により、内閣府 に設置された委員会でございます。委員7名 で構成され、増田寛也現総務大臣も委員の1 人でしたが、現在は、その後任として以前設 置されました地方分権推進委員会の委員であ りました西尾勝氏がメンバーとなっておりま す。本年4月の第1回の委員会から中間取り まとめを行うまで29回の委員会が開催されて おります。5月30日に第7回目でございます が、地方分権改革に関する基本的な考え方を 取りまとめ、今後は、今回出されましたこの 中間的な取りまとめをベースに、来年の春から地方分権を行うために必要な具体的な事柄や事務事業について、順次、国に対し勧告が行われ、地方分権改革推進計画を閣議決定し、平成22年3月に新地方分権一括法の提出を目指す予定とのことでございます。

4ページをお願いいたします。

この表は地方分権改革推進委員会の11月16 日の中間的な取りまとめをベースに、全国知 事会や地方6団体の意見を時系列的にまとめ たものでございます。表左上の考え方では、 中央集権システムから脱却するためにも地方 分権改革が必要であるとの認識で一致してお ります。右側の中間取りまとめの欄の税財政 のあり方では、地方の担う事務と責任に見合 った地方税財源の充実確保を図ることが必要 だとして、税源配分において当面、地方から 主張しました5対5を念頭に置くことが現実 的であるとの認識を示しております。ただ、 知事会等が提案しております地方共有税につ いては記述されておりません。真ん中下の事 務事業・行政組織のあり方では、義務づけ・ 枠づけなど関与の見直し、国庫補助負担金の 廃止等を挙げております。全国知事会では国 の関与・義務づけの廃止について、具体的に 149項目の提言を予定しておりましたが、最 終的には132項目の提言を行っております。 国のブロック機関である地方支分部局につい ての見直しの方向を打ち出しております。た だ、地方6団体や全国知事会が要望しており ます地方行財政会議の設置については、今回 の中間取りまとめでは触れられておりませ ん。なお、この中間的な取りまとめに対する 6団体のコメントを、6ページに参考として つけさせていだきました。

5ページをお願いいたします。

これが地方分権改革推進委員会が先月提出 しました中間取りまとめの概要でございま す。左上の囲みの中にスケジュールを書いて おります。この中間的な取りまとめに関する 成立の前提となる地方分権改革推進計画の作 成のための具体的な勧告を、来年春以降、順 次、政府に対し行う予定となっております。 中間取りまとめの概要でございますが、地方 が主役の国づくりに向けた具体的な取り組み として、地方政府の確立のための権限移譲、 完全自治体の実現、行政の総合性の確保、地 方活性化、自治を担う能力の向上の5つの取 り組みを掲げております。国民、住民本位の 地方分権を行うため、法制的な仕組みの見直 し等ということが必要であるとしておりま

まず、①の義務づけ・枠づけ、関与の見直 し、②条例制定権の拡大でございますが、地 方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問 題を含めて、みずからの責任において行政を 実施する仕組みを構成・構築するためには、 この義務づけ・枠づけ、関与の見直し等が必 要であるといっております。この義務付け・ 枠付けについてでございますが、資料として 配付しております地方分権改革推進委員会の 中間的な取りまとめの40ページをおあけいた だきたいと思います。

40ページの1の1にありますが、義務づけ とは、一定の課題に対処すべく地方自治体に 一定種類の活動事務処理を義務づけることと 定義づけされております。具体的には、10年 目の教員に対する研修実施の義務づけとか、 グループホームの管理者への都道府県による 研修実施の義務づけ等の事例が挙げられま す。2の枠づけは、地方自治体の活動につい て、事務の執行体制である組織や執行方法で ある手続、判断基準について義務づけを行う ことで、公営住宅の1戸あたりの床面積の整 備基準や、保健所の所長の医師の資格要件等 の事例がございます。

委員会資料の5ページにお戻りいただきた いと思います。

2の条例制定権の拡大では、現在でも特定

各府省からの報告を受け、新地方分権一括法 ! の分野では条例による基準の上書きが認めら れておりますけれども、これを行政横断的な 共通基準を定めて拡大するよう提案を行って おります。また、新たな法令制定や改正で新 たな義務づけ等が新設されないようなチェッ クシステムや、平成12年施行の地方分権一括 法により、都道府県から市町村への権限移譲 が進んできたことを評価し、これから移譲さ れた権限を法令で制度化することを検討すべ きということにしております。

> 右上の個別の行政分野・事務事業の抜本的 見直し・検討では、国と地方の役割分担の観 点から、基本政策、制度に関する検討事項と して7つの重点事項と10のその他の主な事項 を掲げております。

> 地方分権改革と地方再生の項では、最近の 急激な少子高齢化やグローバル化で変質をし てきている過疎化の問題を取り上げ、この過 疎化の問題に立ち向かって魅力ある地域を再 生する取り組みのきっかけ、仕組みとして、 地方分権改革が必要であると位置づけており

> 税財政の項では、国と地方の財政関係等の 5つの事柄について、地方分権を進めるため の制度設計の方向性を示し、今後、議論を行 うことになっております。

> 分権型社会の転換に向けた行政体制では、 この問題が役割分担や税財源のあり方、国の 新たなガバナンスの姿、さらには、将来にお ける道州制のあり方にも結びつく重要な問題 であると認識し、主要な3つの論点を挙げて おります。平成の合併で基礎的自治体の整備 が進んでおりますが、みずから事務を担うこ とが難しい場合や、複数の地方自治体間で協 力し担うことが、効率的かつ質的向上にも資 すると判断されるような場合、広域連合と多 様な連携の形態を積極的に導入することも必 要だとしております。大都市については、大 都市みずからが周辺市町村と連携して、当該 都市圏の抱える課題に対し対応できる役割を

付与するといった制度のあり方を検討すると いうふうにしております。

地方支分部局の見直しということで、最後 の方ですが、本年6月に閣議決定されました 経済財政改革の基本方針、骨太の方針2007で、 地方支分部局の抜本的改革に向けた検討に取 り組むこととされております。これを受けま して、委員会で地方支分部局に関する詳細な 調査を行い10月に、公表しております。この 件につきましては、地方6団体及び全国知事 会に対し、各論に立ち入った具体的な見直し の検討を行い、本委員会に提案するよう文書 による要請を行っております。この要請を受 け、現在、全国知事会で検討を行い、国の地 方支分部局の見直しの具体的な方策提言案を 取りまとめ中でございます。今後、これらの 報告や検討を経て、義務づけ・枠づけ等の法 制的な仕組み、個別の行政分野、事務事業、 地方支分部局の抜本的な見直しに向けて、来 春以降、先ほど申しましたように、順次、勧 告が行われる予定でございます。

資料として提出しております地方分権改革 推進委員会の中間的な取りまとめは、今後の 行政のあり方に関する重要な意見、方向性が 盛り込まれておりますので、ぜひ御一読いた だきますようお願い申し上げます。

8ページをお願いいたします。

前回の委員会で、鎌田委員の方から、国・ 道州・市町村の役割分担について、ワーキン グチームにおける具体的な検討の中身を教え てほしいとの要請があっておりましたので、 九州地域戦略会議の第2次道州制検討委員会 に設置されました、国・道州・市町村の役割 分担ワーキングチームにおける検討状況を、 御説明いたしたいと思います。本年度、各県 の担当課の主査クラス、九州市長会の事務局 長、そして各経済団体の部長クラスの14名で 構成いたします、国・道州・市町村の役割分 担ワーキングチームを立ち上げております。 検討項目は、現行の役割分担、それに起因す る問題点、そして、道州制移行後の国・道州・ 市町村の役割分担を事例により検討すること、そしてその検討に当たっては行政全般の 幅広い分野について、まず、役割分担を6つ に包括いたしまして、その項目ごとに、住民 の関心が高い12のテーマについて、ケースス タディにより検討を行っております。作業ス ケジュールは、四角囲みの中に書いておりま すが、現行の事務権限の抽出と問題点等の洗 い出しをし、その後、道州制移行後の役割分 担設定と期待される効果との検証を行うこと にしております。なお、税財政制度について は、この役割分担の議論を見据えて、平成20 年度から始めることにしております。

9ページをお願いいたします。

この表が、現在、検討を行っております12 のテーマでございます。ワーキングチームに 参加している団体は、1つないし2つのテーマを担当して検討を進めております。本県は 10番の人材の分野で、職業教育、雇用に関す るものの検討を行っております。

10ページ及び11ページをお願いいたしま す<sub>-</sub>

これが役割分担の議論のベースとなります 調査表でございます。九州が目指す姿ごとに テーマ、タイトルをつけ、そのテーマを実現 するために必要な事務権限と九州各県におけ る取り組みやその概要を把握し、中段で現行 制度の役割分担とその問題点を整理し、下段 で道州制導入後の姿とその効果をまとめてお ります。このような作業を事務事業ごとに行 うことによって、具体的な道州制における役 割分担が見えてくるのではというふうに思っ ております。なお、先ほど説明をいたしまし た地方分権改革推進委員会が行っておりま す、義務づけ・枠づけや地方支分部局の論議、 特に地方支分部局の今後のあり方に関する論 議は、具体的な議論が行われており、また、 現行の県との関係の中ででありますが、役割 分担に関する大幅な見直しが勧告される予定

ですので、この方面からも、この議論を注視! ます。この特区の指定に対し8つの権限移譲 する必要があるというふうに考えておりま す。

13ページをお願いいたします。

道州制に関して、特区として、具体的に動 きがあっております北海道の事例を御紹介い たします。北海道は、県の合併を経ずとも道 州制に移行できることから、全国に先駆けて 道州制のモデルとなる特別な区域として検討 が進めてこられました。このような動きに対 し、北海道は平成16年の4月に地域のことは 地域で決める仕組みづくりを目指して、第1 回目の道州制特区に向けた提案を行っており ます。その中で、国の地方支分部局と道との 機能等統合を、国と道が協力して検討するこ とを提案しております。同年8月には、5月 の竹中総務大臣からの一元化の方向について 具体案を示すようにとの依頼に対し、提案の 具体化について取りまとめ、機能等統合の方 法論と、その方法論に基づく権限移譲事項13 項目、連携共同事業20項目を第一弾として国 に提案しております。これに対しまして、翌 年の平成17年7月に、国から北海道の提案に 対する関係府省の回答が示されております が、提案の核心部分である機能等統合につい ては、国として検討を行った形跡は見られず、 また、提案に対する個別回答を見ても、機能 等統合の観点がない一般的な観点からの回答 となっておりました。ここで北海道は、機能 等統合を行う意思があるか等について国に回 答を求め、この要望に対し、国は、道州制を 前提とした機能等統合ありきではなく、個別 具体的な地方分権のモデル的取り組みである と回答し、権限移譲についての道の提案とは 乖離がある回答でございました。これに対し、 北海道議会は、北海道道州制特区推進法の早 期制定を求める意見書の採択を行っておりま す。このような経緯の中にあって、平成18年 2月に道州制特区推進法が国会で可決され、 現在、北海道は道州制特区に指定されており

が明記されておりますが、当初、北海道が目 指したものとは大きな隔たりがあり、北海道 は今後も引き続き権限移譲等について要望を 行うとのことでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

これが権限移譲等に係る北海道の提案項目 でございます。連携項目、権限移譲項目等で 33項目ありますが、この項目で実現しました のは、右の欄に丸がついております6項目だ けでございます。この6項目に15ページの下 の米印に書いておりますが、道からの提案項 目になかった開発道路に係る直轄事業と2級 河川に係る直轄事業の2項目がプラスされ、 計8項目の事務権限が移譲されております。

16ページをお願いいたします。

これは道州制特区の指定に伴う権限移譲の 8件の内容でございます。地方分権に資する ような事務権限は1つもおりてないというよ うなことが言われております。

以上で資料の御説明を終わります。

○前川收委員長 今まで3つの視点で地方分 権改革推進委員会の中間取りまとめの概要的 な報告、それから、九州の中で行われており ます九州地域戦略会議の動き、その現状、そ れから、唯一国内において道州制特区を実施 されております北海道、来月、見に行く予定 にしておりますけれども、その現状という部 分で3つの説明をさせていただきました。い ろんな疑問もあると思いますし、執行部で答 えができないことも、これは国の方でとか、 北海道でやっている部分でありますから、明 確に答えられない部分もあると思いますけれ ども、どうぞ、今説明があった資料の内容に ついて御質疑を挙げていただければと思いま す。

○吉田忠道委員 説明資料2の8ページ、ワ ーキングチームの検討は、この四角に囲んで ある分の丸4つですね、これはもう終わって | 国を見た上で調整しかできないわけでありまおるわけですね。 すべてですね。 すから、そこまで一般要因にしてしまうのが

それと、20年度に実施されます税財政制度 ワーキングチーム、これは要するに、こうい うイメージ像的なのはあるんですか、検討前 の。

○内田企画課長 今、国・道州・市町村の役割分担のワーキングチームの①、④の作業の項目ですが、まだ終わっておりません。現在、検討中ということでございます。

それから、税財政制度のワーキングチーム の検討ですが、まだ具体的にどのような形で やるかということは決まっておりません。

○前川收委員長 いいですか。ほかにどうぞ。 質問を考えていらっしゃる間に私の方か ら。質問じゃないんですけれども、国が考え ている、この地方分権改革推進委員会の中間 的な取りまとめと、現在、特区で行われてい る北海道、この内容の格差というのは、ちょ っと目を覆うばかりの格差があるというのが 率直な感想です。一般的に見れば、これは改 革推進委員会で取りまとめられた中間的な取 りまとめが、今後、羅針盤という形で政府に おろされていくというときに、相当、中央官 庁との軋轢が生まれてくるだろうなというこ と、もちろん中間取りまとめの内容もすべて 是とするわけじゃありません。例えば、私の 個人的な感覚でいけば、今、税源移譲の話で 我々がもう一回、税源移譲が三位一体で行わ れたところで格差が広がったという部分から 考えれば、5対5の議論というのをですね、 そのままうのみにしていいのかなというの は、かなり疑問を私は最近持ち始めておりま す。やっぱりナショナルミニマムという形で、 交付税というのがきちっと格差を埋めていく 機能を持っとかないかぬと。その分の財源の 部分をどこにやるかということは、これは国 でしか調整ができない話でありますから、全 国を見た上で調整しかできないわけでありますから、そこまで一般要因にしてしまうのがいいのかどうなのかということは、少し私は個人的には疑問を持ってますし、いずれにしても北海道を来月見に行きますけれども、中間的な取りまとめの部分と、それから、北海道の現実の違いといいますか、この部分を我々はしっかり見極めていかなければならないし、この中間的な取りまとめが大きな方向性として、今後、羅針盤という形で平成20年度以降、個別具体に各省庁におろしていくというようなスケジュールになるんですか。そこをもう一回確認させてください。

○内田企画課長 中間的な取りまとめでござ いますけれども、義務づけ・枠づけ、関与の 見直し等の中身、それから、地方支分部局の 改革等につきましては、非常に具体的な回答 を国に求め、それに基づいて順次勧告を行う というふうになっております。中間取りまと めの13ページをおあけいただきたいと思いま すが、ここに義務づけ・枠づけのことが書い てございますが、14ページの上に義務づけ・ 枠づけの存置を許容する場合のメルクマール ということで一つの指標があります。これに 該当するかしないかということを、13ページ の下側でございますが、各省庁に回答を求め ております。(1)メルクマールに該当するか しないかの分類、(2)該当しないものについ ては具体的な廃止のための案、(3)該当しな いが、なお、存置する必要があるとするもの については、その理由について回答を得て、 これを公表するとともに、その内容について 委員会として検証を行う。なお、自治事務で ありながら義務づけ・枠づけをしている場合 について、ここで何らかの回答がなかったと きは、義務づけ・枠づけの必要がないという 前提で作業を進めると、このように非常に具 体的な事柄を一つ一つ検証しながら、勧告に 結びつけていくというようなことになってお

ります。同様に、地方支分部局につきまして! という現実がありますから。 も、本当に必要なものであるかどうかいう検 証を行って、個別に勧告がなされていくもの というふうに思っております。

○前川收委員長 その勧告はだれがするんで すか。

○内田企画課長 地方分権改革推進委員会 が、国に対して勧告を行うということでござ います。

○前川收委員長 地方分権改革推進委員会の 位置づけといいますかね、国に対して勧告を 行うだけの権限といいますか、その辺の位置 づけはどうですか。何か明確になっておりま すか。

○内田企画課長 勧告というのは、一定の行 為をすることを、この地方分権改革推進委員 会自体は、先ほど御説明いたしましたように、 地方分権改革推進法の9条に基づいて設置さ れた機関であるということで、明確に国の機 関として位置づけがなされております。勧告 は、機関が他の機関に対して、場合によって は、国が地方公共団体に対して行うというよ うなものでございまして、法令の根拠がある のが普通で、先ほど申しましたように、法令 の根拠がある地方分権改革推進委員会が、そ の設置根拠に基づいて、他の機関である国に 対して行うということでございます。これに 対しては、従う義務を負うものではございま せんけれども、法令に基づいてなされた勧告 については、これを尊重すべきということで ございまして、この勧告の持つ意味は大きい ものがあるというふうに考えます。

○前川收委員長 義務はないけれども、重く 受けとめろというくらいの感じですか。今ま で、勧告を出してもなかなか変わらなかった

それともう1つ。じゃこれは、国に対する 勧告もそうでしょうけれども、想定できる話 かどうかわからないですけれども、最終的に 道州制に移行するという前提の中での勧告、 勧告ですか、県とか、地方自治体に対する勧 告もあり得るわけですか。そこまではわから ないかな。

○内田企画課長 基本的には、国に対する勧 告ということですので、翻って、その勧告の 中で多少県の方に影響を与えることはあるか と思いますが、基本的には国というふうに考 えております。

○前川收委員長 私ばかり話してはいかぬで しょうから。

○渡辺利男委員 そのことと関連しますが、 こういう中間的な取りまとめが出てきて、私 どもも期待感を持ってしてもですよ、結局、 このスケジュールでいって、来年の春から順 次勧告が行われて、22年末には、3月までに は新分権一括法案が国会に提出されるという 流れですけれども、結局、そのころになると、 もう骨抜きになってしもうてですね、あのと き一生懸命論議したのは何ごつだったかなと いうことに多分なるだろうと思うのですよ。 今までの三位一体改革にしても何にしてもそ うでしたけれども、各省庁は、自分たちの権 限は絶対離さんという姿勢ですよね。三位一 体での国庫補助負担金にしても、義務教育費 みたいなことを、どうしようもないようなや つはやるけれども、自治体の裁量権が増すよ うなやつは全くやろうとしないというのが国 の体質ですから。来年からの順次勧告にして も、どんどん抵抗されて、結局、何も地方に 来ないままということになりはしないかなと 思うのです。それが国のお役所の体質だし、 この考え方が、国のありようを根本から改め る大改革の最有力手段が地方分権改革と書いてあるけれども、国の各省庁はそがん思うとらぬとではないですか。いやあ、絶対これはもう変えてもらっては困ると、いっとき論議はさせるだけさせとけと。いざ自分たちに火の粉が降りかかってきたら、上手に国会議員でも何でも反対勢力をつくって、骨抜きにしていこうというくらいの腹ではないかなと思いますけれどもね。ここには、国から来とるお役人はどなたがおられるですか。ああ、財政課長がおられるですか。どがん思いますか、国のお役人の体質。

○市川財政課長 今回の地方分権推進委員会 について、少し御説明させていただきますと、 前回も地方分権改革の第1期の改革がござい ました。そのときも分権推進委員会がござい ましたけれども、そのときと今回の分権推進 委員会で、大きく法律をつくるときに違って いた点が、勧告についてですね、前回は内閣 の尊重するという義務が、これが条文に書か れておったと思います。そういう義務を負わ されると、勧告の内容も義務づけされている ので、従わなければならないというのがより 強くて、勧告の内容自体がすごくこう……、 それこそ渡辺先生がおっしゃるとおり、骨抜 きになるような形で進められてきたところは 一つございます。今回、新しく法律をつくる ときに議論になったのが、尊重義務みたいな ものを科すのかどうかという議論がございま した。今回は、結果としてその尊重義務を課 さないといったところで、前回よりも勧告の 内容を書きやすいという状況がございます。 骨抜きにされないような状況が一つございま す。そういったところの中で、正直申しまし て、勧告の中身がどうなるかというのは、自 分たちがどういうふうなことをやりたいかと いうのを、世論を、そういった方向に誘導し ながらやっていくべきだろうと私は思ってお ります。内輪の中で、そういった、どうせお

る大改革の最有力手段が地方分権改革と書い 役人がやるからどうにもならないのだろう てあるけれども、国の各省庁はそがん思うと と、そういうことを言ってしまうと、ちょっ らぬとではないですか。いやあ、絶対これは と、身もふたもないのではないかなと思ってもう変えてもらっては困ると、いっとき論議 おります。

○渡辺利男委員 結局、今の道路特定財源の 問題にしてもそうですよね。閣議決定しとる やつでも、やっぱり全国的な世論をつくり上 げて、そのままの形でやっていこうというふ うに世論をつくり上げてしまうわけで、国交 省は、やっぱりもう10年間これだけ要ります よというふうな計算までして見せるわけでし ょう。そういうことを、いろんな場面、場面 でどうせやってくるでしょうから。結局は、 政治家が、国会議員ですよね、各省庁のお役 人の論理になってしまうのか、どうなのかと いうことにかかってくるから、選挙の際には 僕たちも地方分権を本気でやるのかどうなの かというのを。この間の郵政のときの選挙み たいに、こういうので国会議員を選ぶくらい の、僕たちが心構えを持たぬと無理ですよ。

- ○前川收委員長 御意見でよろしいですか。
- ○渡辺利男委員 はい。

○馬場成志委員 同調する部分も随分ありますが、それより、さっきの話じゃなかですけれども、それを言ったら身もふたもないということで、そうなったらいかんからということで、今この委員会をしていただいておる。 議会でも、その意識を高めるためには勉強せないかぬという中でのこの委員会だと思いますし、また、県庁の職員さんたちがその意識をしっかりと持っていただくという意味のこの委員会が存在する部分が大きいというふうに思いますので、しっかりとまたやっていただきたいというふうに思ってます。今、行革担当相もあれだけ苦労していても、今のような状況ですからね、大変厳しいと思います。

ただ、地方としては、今のまま変わらん方が : も、忘れました。思い出したらまた。 いいという部分も随分あると思いますし、変 わらん方がいいと思っておられる方もたくさ んいらっしゃるというふうに思いますので、 逆に、変わらんなら変わらん方向へ持ってい くということも考えてよかつだろうというふ うに思います。それをどっちを判断するかと いうためには、やっぱりしっかり研究してお かないかぬというようなことになる。で、今 の形を存続させることにエネルギーを燃やす ことも……、この中で、道州制の推進ではな いですから、道州制検討ですからね。そうい う考え方で、またしっかりと戦略を練ってい ただきたいというふうに思ってますし、この 北海道の要望もしとらんとに、向こうからく れた2件というのは、多分これは、完全に義 務的な仕事みたいに私は見てますが、多分そ うでしょうな。だから、こうなってしまった ときに、こうなってしまったら、とんでもな い話になるということです。言うとっとは来 ぬで、言うとらぬとの要らぬとが来るという ようなことになってしまうと、どうしようも ないということと。

もう一つは、道州制というものが完結はし ないけれども、中途半端にやるというような ことの中で、県の合併というようなものが、 仮に出てくるとするならば、九州の中で私た ちが恐れているのは、北部九州が合併すると いうような中で、ほかの合併しない県が衰退 してしまうというようなこと、こういったこ とも、道州制の問題の検討の中では、中途半 端な結論が出たときに、北部九州は強くなっ たと。しかし、それ以外の県は漏れて、もう それ以外という位置づけになつてしまうとい う中で、どう立っていくかということです。 大変、抽象的なことですけれども、まず、考 え方の根っことして、そういう考え方を持っ とっていただければな、というふうに思いま

もう一つ何か言おうかとしたですけれど

○前川收委員長 ほかにございませんでしょ うか。

○鎌田聡委員 先ほど、第2次道州制検討委 員会のワーキングチームの検討状況の話の中 で、この中間的な取りまとめが出てきたとき に、また、それを見直していくようなふうに、 私は聞き取れたんですけれども、ワーキング チームでは、九州が道州制になったときに、 これだけの事務権限をやらんといかぬという ことで、今、取りまとめをされていると思い ますから、そういった九州としての考え方を、 中間的な取りまとめから、また骨抜きされる という話が、今ございましたけれども、やっ ぱり、これ以上のものを国に対して求めてい かないかぬと思いますが、その辺の意識合わ せはどうなっているんですか、ワーキングチ ームは。

○内田企画課長 御指摘のとおりだろうと思 いますが、中間的な取りまとめで、全国的な 形での役割分担の議論はあるかと思います が、やはり、九州に特化した九州独自の中で、 九州の強みを発揮できるような役割分担はあ るのではないかというふうに思っておりま す。ですので、この九州地域戦略会議のワー キングチームの議論のメインとなりますの は、このあたりにあるのではないかというふ うに考えております。

○鎌田聡委員 ワーキングチームがどのよう な、これは、今年度中に役割分担の関係は出 されると思いますが、それをまた見させてい ただきたいと思いますけれども、要は、九州 としてどのような道州制に持っていくかと、 中間的な取りまとめには道州制の部分が触れ てないので、地方分権改革推進委員会として、 道州制を見越してやっているのかどうかとい その辺はどうですか。

○内田企画課長 この中間的な取りまとめで ございますけれども、道州制を多少見据えた ところで議論を行っているというふうに伺っ ております。

○鎌田聡委員 誠意がないもんですから。

○前川收委員長 道州制を見据えているとい うのは、中間的な取りまとめの中で、何か表 現されている部分がありますか。

○内田企画課長 あります。36ページをお願 いいたします。そこの分権型社会への転換に 向けた行政体制のところで、2の大都市のあ り方の下段、36ページの上から2段落目です が、「今次の地方分権改革を経て、さらに将 来の道州制の導入によって、国と地方及び広 域自治体と基礎自治体の再構築が行われる際 には」というところで、道州制の導入等も視 野に入れた検討であるというふうに伺ってお ります。

○鎌田聡委員 ですから、これが実施されて、 次のステップに道州制が来るのかどうか、そ のリンクが少し、この表現でもちょっと弱い 部分があるもんですから。ワーキングチーム の検討は検討として、これは進めていってい ただきたいし、ワーキングチームというのは、 あくまでも道州制ということで、九州一体と して強みを発揮していくということで、ぜひ 進めていただきたいと思います。

○前川收委員長 よろしいですか、ほかに。

○氷室雄一郎委員 今、論議が渡辺先生が話 されたように、結論的なことをお話をされま したけれども、この道州制の論議の立ち上げ

うのがちょっとわからないのですけれども、 ! の段階で、わかりやすい情報を共有するとい う重要な意味合いも持ったこの委員会だと思 います。私たちも若干でございますけれども、 委員会に入りまして、いろんな情報なり、ま た意識の共有ができたわけございますけれど も、意識啓発という意味からいえば、各首長 さんとの意見交換会も、委員長の配慮で行わ せていただきましたけれども、各首長さんの 御意見というのは、今までやっと、こう市町 村合併に対して一生懸命頑張ってきたと。マ ラソンでいえば、やっと一つのゴールにたど りついたと。その先をどうするのかというこ とは考えてないと、その先の道州制というの は、全く各市町村の首長さんたちも余り意識 的には重要に感じておられない部分がござい ますので、ここでまた、論議をしていただき ましたので、各市町村にどのようなわかりや すい情報を発信していくのかということで、 何か計画等がありましたならば、教えていた だけますか。

> ○内田企画課長 各市町村への情報発信でご ざいますが、やはり市町村の職員さんたちに も行政体制の問題がかなり大きな課題として あるわけですので、情報発信が必要だという ことで、今月、県下6地域において、説明会 をするということで計画しております。

> それから、現在テーブルの上に道州制セミ ナーの開催ということで、1月25日に産文会 館で、「地方分権と道州制」ということで、 セミナーを開催するということにしておりま す。まだまだ基本的な事柄の情報発信の段階 でございますが、できるだけ数多く、道州制 に関する情報を発信していきたいというふう に考えております。

> ○前川收委員長 ほかにありませんでしょう か。

> ○馬場成志委員 今、氷室先生の方からも話

情報をくれというような意見でありました が、そのときも申し上げましたが、県がなく なったときに、困るのはだれなのかというた ときに、県ではないですね。県はなくなると いうことで、困るのは県民あるいは市町村と いうことですから。市町村側が、県がなくな ったときに、どうなるんだろうという不安感 の中で、ここだけは確保してほしいとか、こ の辺は国の方がいいとか、そういう選別をし ていただいたが一番わかりやすいです。でき るかどうかは別にして。しかし、それをせぬ で、さっき話が出ておった郵政選挙みたいに ぽんとやってしまったら、準備はできとらぬ けれども、そこに展開してしまうということ だから、前もって考えよるということです。 だから、そういう意味では、問題点をあぶり 出すためには、とても、今、現時点では難し いですけれども、難しいけれども、例えば、 県内の産業界とか、いろんな職種もあります けれども、そういったところに、例えば、県 がなくなったらどうなるんだというようなこ との投げかけを、現時点ではとても難しいと は思うのですけれども、早めからボールを投 げとっていただきたいというふうに思うので す。何度も何度も、言うなら口癖のように、 何かそがんなったとき、心配することはない かというようなことを、投げかけとっていた だかぬと、困ったときに、県はいないという ようなことになってしまうということです。 現時点で、何かそんな、市町村に対してもそ うですけれども、各産業界とか、そういった ところに、そういう投げかけはやってありま すか。

○内田企画課長 委員が御指摘のとおりだと 思います。先ほど12月、6回ほど説明会を開 くとしておりますが、これには各地域の商工 会議所、商工会、経済団体の方々にも声かけ をしております。役割分担がまだ具体的にな

がありました首長さんたちにもこの間もっと い中では、なかなかイメージしづらい部分が 情報をくれというような意見でありました あるかと思いますので、九州地域戦略会議の ワーキングチームでやっておりますような話 なったときに、困るのはだれなのかというた さまに、県ではないですね。県はなくなると るように、県がなくなったとき、道州制にないうことで、困るのは県民あるいは市町村と ったときに、どういうふうに地元の経済界と して課題が残るのかというのも、少しわかっったときに、どうなるんだろうという不安感 して課題が残るのかというのも、少しわかっったときに、どうなるんだろうという不安感 しいできませんけれども、また、折々、そうの辺は国の方がいいとか、そういう選別をし いう具体的なものが出ましたら、しっかりと 説明会等を開催してまいりたいというふうに るかどうかは別にして。しかし、それをせぬ 思います。

○馬場成志委員 きょうも各部局からおいで ておると思いますので。各部局の方でも、そ ういう感覚のもとで接していただくようにお 願いをしておきます。

○倉重剛委員 余談ですけれども、九州経済 同友会、その中に沖縄の位置づけというのは どうなっているのですか、まず聞きたい。そ れは、僕はよく知らないけれども。

〇内田企画課長 沖縄の位置づけでございますけれども、九州地域戦略会議の議論、それから、これは九州知事会の中での議論でも同様ですが、やはり独特な沖縄という特殊な制度等もありまして、一応は九州と沖縄は別々に議論しようという形の整理がなされております。ただ、その判断については、沖縄にお任せするということでございますが、今の九州地域戦略会議における議論は、基本的には沖縄を除いたところの議論ということでございます。

○倉重剛委員 というのは、ワーキングチームの中に入ってないので。しかし、一般的には九州は一つという合言葉の中には沖縄は入っているんですね。九州は一つという、よくかけ声をやるんだけれども、そのときは沖縄

いうアンバランスとかは出ているんで、そこ ら辺は、沖縄は特別な形として沖縄の自主性 に任せると、こういうスタンスですか。

#### ○内田企画課長 はい。

○倉重剛委員 なるほどね。それと、熊本県 の役割が先ほどの説明では人材問題、特に学 校教育の、職業教育というのがありますけれ ども、例えば、生活経済、国際社会資本、い ろいろありますけれども、ここら辺の各県の 持ち分というのは、どういうふうなものにな ってますか。ケーススタデイの12のテーマと いう中で、分担していますでしょう。熊本県 の役割は、先ほどわかったんだけれども。

○内田企画課長 生活の分野で、医療に関す るものが宮崎県、子育て支援に関するものが 鹿児島県、経済の分野で、フードアイランド に関するものが九州商工会議所連合会、企業 誘致に関するものが大分県、広域的産業政策 に関するものが鹿児島県、国際分野では、対 東アジア戦略に関するものが九州経済連合 会、社会資本分野で、交通に関するものが佐 賀県、河川に関するものが福岡県、人材で、 学校教育に関するものが長崎県、職業教育、 雇用に関するものが熊本県、それから、環境 分野で生活環境保全に関するものが九州市長 会、地球温暖化防止に関するものが九州経済 同友会、このような役割分担で検討を行って おります。

### ○倉重剛委員 はい、わかりました。

## ○前川收委員長 よろしいですか。

あと何か、今答えが出なくても調べておい てほしいものとか、そういうものはございま せんでしょうか、次の委員会までに。

私の方から1つ、してあるのかもしれませ

は入っておると僕は思うのだけれども、そう! んけれども、この中間的な取りまとめの中の 16ページ、重点事項というのがございますで すね。ある程度具体的に、各範囲にわたって 医療から始まって生活保護から、幼保一元化、 具体的な内容、義務教育とか、ずっと書いて ありますですね。これは、やっぱり、県庁内 の各担当課が、この文書の内容をきちっと読 み取り、現状の県行政と照らして考えたとき に、問題点があるのかないのかということの 検証をぜひやってもらいたい。実務者として。 これは出ているわけですから。各県庁内の担 当セクションが、今やっている仕事の内容か ら照らした、この中間的な取りまとめの内容 という部分に問題点がないのか、率直な意見 でいいですよ。現状として。こんなことを言 われても、今こういう現状からいけば、こう いうことはできませんよとか、ぜひ早くやっ てほしいとか、そういった部分を、県は県と して、意見をきちっとつくっていかなければ ならない。これは、一番わかるのは、やっぱ り実務者であろうと思いますから、各担当実 務者が、中間的な取りまとめの中で明記され ている具体的な内容について、具体的に検証 を行い、それに対する意見、自分たちの考え 方、これを言ってまとめてもらいたいという ふうに思います。というのは、これから、勧 告が順次進んでいく中で、こんなうがった見 方がさっきの話もありますけれども、国は結 構早く地方にやった方がいいと思うものはぽ んぽんやって、面倒くさいものだけやって、 自分たちが取っておきたいのだけはやらない ということが、見えてくる可能性があります から。こちらが、それを受け側としてちゃん と見ておかないと、わかっとかないと、それ はくれるけれども、これはくれないというそ んな話だけが先に進んではいかぬというふう に思いますから。我々が抵抗できる、抵抗で きるというのはおかしいですけれども、我々 としての、熊本県としての主張ができるだけ の根拠になるものの内容の調査というもの を、ぜひこれは各部局間にわたっていきます から、総合政策局できちっと取りまとめてい ただきながら、そういった部分を把握をぜひ 各部局にわたってやっていただきたい。でき れば、それを次の委員会くらいまでには、あ る程度、取りまとめをいただけければという ふうに思っております。

○馬場成志委員 今の委員長の提案という か、指示ですが、指名されずに手を挙げた人 はおんなはらんと思いますが、どなたか、う ちはこがんとがあるぞというような。

○前川收委員長 今の内容でですね、今わかる限りで。

○馬場成志委員 指名する方法は、一人一人 全部という方法もありますが。どこか特別、 うちはこういうのが既に問題として抱えてお るということがあれば……、きょうのところ はあれですか。

○前川收委員長 ある人はどうぞ手を挙げ て。

○内田企画課長 まだこれは来たばかりということで、投げておりますので、まだ十分ごらんになってないかと思いますので、委員長からありましたように、きちっと次回までに、総合政策局の方でまとめさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○前川收委員長 ぜひやっておっていただき たい作業ですから、当然。

○松田三郎副委員長 ちょっとスケジュール 的な確認、今、委員長、馬場委員がおっしゃ ったのと関連いたしますが、資料の3ページ の下の方です。中間的な取りまとめ、11月16 日が出て、勧告のところに、平成20年春から

順次勧告となっております。その下が、推進 計画の閣議決定となっております。というこ とは、順次ということは、何か個別ものがい っぱい出てくるのかなとイメージしますが、 多分そうでなくて、閣議決定がされるまでに は順次勧告されても、それに沿って動くこと はないということですか。その辺の閣議決定 の時期はちょっと先のことでわからないでし ょうけれども。例えば、勧告されて、それに ついて一個一個何か動くということでなく て、幾つか順次勧告はされるけど、まとまっ たところで、この推進計画の閣議決定がされ て、その後、あるいはその先の法案提出等が 成立してから、具体的に、以前の勧告に従っ て、順次、一個一個動いていくということな のか、どっちなのか、わかれば教えていただ けませんか。

〇内田企画課長 21年度に地方分権推進計画 の策定ということがありまして、その策定の ための勧告という位置づけだというふうに考 えております。

○松田三郎副委員長 この一番上の、さっき もちょっと触れられました位置づけのとき、 業務のところに、計画策定のための具体的な 指針を勧告と、具体的とは書いてあるけれど も、その指針でしょうから、多少踏み込んだ ことはあるけれども、勧告の中に個別具体的 なことがいっぱい出てくるということじゃな いわけですね、多分。ということは、今、課 長がおっしゃったように、21年度に計画策定 ということは、これが策定されるまでは、い ろいろ順次勧告がなされても、それに基づい て各省庁が動くということは、基本的にはあ り得ないということですか。

○内田企画課長 5ページの左上の表の具体 的なスケジュールで、21年に計画策定、それ までに、20年度末から勧告・意見等というこ とで、順次、勧告を行うというふうに書いております。最終的には、計画策定のための勧告という位置づけだというふうに認識しておりますけれども、個別に、先ほどの義務づけ・枠づけで、ある程度まとまった部分を、勧告を行うということでございますので、それに対し、対応することがあれば、国の方も対応していくのではないかというふうには思っております。基本的には、この勧告はその計画策定のための勧告であるというふうな認識でございます。

○松田三郎副委員長 というのは、先ほどの 渡辺委員の発言で骨抜きにされるんではない かという懸念は、もちろん私もございます。 ただ、市川課長、そう言ってしまうと身もふ たもないということですし、こうやって馬場 委員の発言にありましたように、そうならないように、我々で調査研究をしながら、片方 で、戦略的なものも、頭の隅にでも置いてお かないといけないという発言を前提にします と、どの時期に、だれに対して、どういうの を、一つの大きなスケジュール的な中で、我 々の判断材料になろうかと思いますので、そ の辺ちょっと確認をしたかったので、質問さ せていただきました。

以上です。

○前川收委員長 私の方からももう1つ、済みません、途中で私が割って入ってきたんですけれども、6団体のコメントというのが出てますね、11月16日に。この中に、我々も実は入っているわけですね、全国知事会の議長会というのが入っていて。6団体がコメントしていることに対して、我々が入っている団体ですから、それに異を唱えるというのは、少し勇気が要るというのかですね。整理をせざるを得ない部分が少しあると思うのですけれども。これについて、この中間的な取りま

とめとか、今後のスケジュールについて、6 団体、とりわけ知事会が、イニシアチブを発 揮していらっしゃるんだろうと思いますけれ ども、それはどう呼応して動くということな んですか。そこは何か計画的なものはあるん ですか。

もっと言えばですね、皆さんに聞いてもわ からんかもしれぬ。例えば、このコメントを 出すときに、全国議長会、本来であれば、組 織上いえば、全国議長会は我々議員にも諮ら ないかぬわけですね。まず、熊本の県議会の 議長に、これでよろしいですか、県議会で諮 ってくださいという話があった上でしか積み 上げていくべきじゃ本来ないわけです。ただ、 非常に形骸化した形で、6団体という言葉が 使われて、その6団体は、地方行政組織の総 括された団体であって、これがうんと言えば、 すべてがもうコンセンサスはとってあります と、オーソライズされてますというような雰 囲気を、国が時々使うことがあるし、また、 知事会も時々そういう動きをなさるときが、 私はあるというふうな見方をしてますけれど も、その辺はどうなんですか。

○内田企画課長 6ページの6団体のコメン トでございますが、これも委員長おっしゃる ように、知事会主導である程度取りまとめを されたものだというふうに考えております。 議長会等に対しても、一応これでよろしいか という了解をとった上での話かとは思います けれども、結果的に、こういうのを出します ということで、こちらの方にも話がきている 次第でございます。先ほどの中間的な取りま とめの前に、例えば、第2期地方分権改革へ の提言ということで、全国知事会が行ってお りますが、今後、推進計画の策定、それから 分権一括法の法案提出等、大きな事柄が行わ れますが、この前には、きょうの議論を踏ま えたような御意見等を取りまとめて、国に対 して、要望書ないしはコメント等を出してい ○前川收委員長 6団体としてですか、県議会としてですか。

○内田企画課長 6団体としてです。

○前川收委員長 これは皆さんに言っても仕 方ない話ですから、副議長、ぜひその辺が出 てきたときには、議長に言っておいてもらっ て、ちゃんと諮った上で出してくれと。全国 議長会の会長が、これでいいと言って勝手に 出しているわけではないと思いますから。そ こは、1回、しっかり戻してもらって(「おっ しゃるとおり」と呼ぶ者あり)。ちゃんと何 か、ふだんはいいですけれども、ふだんはそ んな大したことじゃないもんですけれども ね。これが、我々が担保をとられて、いや、 議長会がもういいと言ったんだよと言われ て、県議会が反対と言うとはなかなか難しい です。現実的には。その辺は、我々側も慎重 にやらなければいかんし、同時に、知事会側 もそこは慎重にやってもらわないと。何とな く丸められてしまって、だれが主体性を持っ ているのかというのがわからないままに、国 は地方がうんと言ったということを使ってく るわけですから。そこは、お互い、しっかり 見極めていかなければならないと思います。

○馬場成志委員 答えられるかどうかわかりませんが、総務部長もいらっしゃいますので、今の話ですが、例えば、議長会にしても知事会にしても、やっぱり余りにも都会も一緒に入っておるという中で、取りまとめたときにはどうなんだというようなことだけれども、やっぱり団体として固まっとかないかぬという感覚の中で、知事会も、それとしばらく前の闘う知事会という流れがまだ生きとるということと、それに加えて福岡が知事会の会長

だと、うちも副会長だというようなことですから、それには沿っていかないかぬというような、何か逆に縛られてしもうとるような部分がありますが、知事会というもののとらえ方というのは……、総務部長、答えられますか、今。

○前川收委員長 どちらでもいいですか、馬 場委員。

○馬場成志委員 どちらでも結構です。

○木本総合政策局長 先生の御質問にちゃん とお答えできるかどうかわかりませんが、知 事会の中で、今意見が、随分、本当に罵倒と 言っていいくらいの意見が、かんかんがくが くの議論が出されております。特に、最近の ところでは、偏在是正という問題で、東京、 愛知、神奈川、大阪を中心としたグループと、 その他の地方のグループ、本当に偏在是正に ついて意見がかんかんがくがくでございま す。その中でも、やっぱり知事会として、ま とめないかぬということで、随分、意見があ った上で、最終的には、偏在是正ということ を書き込んだというような形になっておりま す。三位一体の改革に懲りてといいますか、 その後は本当に、三位一体をのむか、のまな いかのときも非常に大議論があったと、深夜 まで議論がなされたというように聞いており ます。非常にそれぞれの地方の抱える状況か ら、知事さん方も非常に真剣になっていらっ しゃると、非常に真剣な議論をされておると いうふうに思っております。そういうお答え でいいでしょうか。

○馬場成志委員 そこまではわかるけれど も、そこから先は、そこから先ですたいな。 さっき、委員長がおっしゃった感覚では、や はり私たちも議長会では、その辺必ずしも一 致しないことは、団体名で出すべきなのかと いうことを今後やっていかなければいかぬと で、98市町村が約半数近くに合併されたといいうふうに思っておるんですよ。ただし、団 うことで、我々の地方におってもいろいろ議 会とか、市民あたりから聞く意見は、道州制 り空気みたいに感じたままそっち側に……、 ですかということで、まだそこまでの市民の コンセンサスというものがなかなか得られて っち側は、今現実に余り感じてないもんです ないと思うんです。そこで、各首長初め、議 から、知事会はあって、交渉団体として、交 会あるいは市町村あたりへの情報の提供、情 渉団体としてですよ、あった方がいいかどう かというような、そういう認識のもとにお答 すけれども、合併が進められて、非常に県の えができるかどうか。国との交渉が。 総括がまだできてない状況のままで、また、

○木本総合政策局長 やはりですね、まとまって意見を言うことは必要だろうと思っております。各県が声を上げましても、しょせんは47分の1ではないかという気がいたしておりますので、まとまって団体として物を申すということの方が、より国に対しての大きな意見になって、受け取ってもらえるのではないかというふうには思っております。

○馬場成志委員 基本的にはそういうことですな。例えば、いろんな分野、分野で議会なんかも全国の、例えば過疎だとか、離島だとか、そういう議長会なんかもつくっておりますから、そういった部分は知事会にもあるでしょうから。その辺の動きも一生懸命やっておられるとは思いますけれども、しっかりとやっていただくようにお願いしておきます。

○髙木健次委員 この道州制というのは、非常に地方と都市の考え方、いろいろな思惑というのは、大変温度差があると思うのです。そういう中で進められて、22年の3月には、約3年後には一括して提案されるというところまで進んでおりますから、先ほどの氷室先生が言われた道州制に移行するにしても、やっぱり、県、国で、議論は先頭に立ってやるべきものだろうと思いますけれども、ベースは市町村だと思うのです。熊本県も、非常に市町村合併で平成の大合併といわれたあれ

うことで、我々の地方におってもいろいろ議 会とか、市民あたりから聞く意見は、道州制 ですかということで、まだそこまでの市民の コンセンサスというものがなかなか得られて ないと思うんです。そこで、各首長初め、議 会あるいは市町村あたりへの情報の提供、情 報の発信は、非常に大事なことだと思うので すけれども、合併が進められて、非常に県の 総括がまだできてない状況のままで、また、 この道州制というものが同時に並行されて進 んでおりますので、非常に市民あるいは地方 の議会等には戸惑いもあると思うのです。合 併新法があとまだ2年数カ月ですか、残って いる状況といえども、やはり一度、県も合併 を一生懸命推進した関係上、立場上、一度、 その合併に対する総括等も市町村あたりに示 す必要があるではないかなと、そういうこと によって、市町村あたりのコンセンサスが得 られて、この道州制に移行がスムーズに図ら れていくんではないかなという気がするんで す。合併に対しての総括等は、まだどこでも その辺の取り組みは、やってないというふう に思います。これは、新法があと期限が残っ ておる関係上、仕方がないということもある かもしれませんけれども、その辺の、今から の市町村に対する情報発信あるいは合併に対 しての総括等の県の考えというのは、何か思 っておられることがありますか。

○松見市町村総室長 市町村合併を担当して おります市町村総室でございます。こちらで お答えさせていただきますけれども、つい先 日の質問でもこの件ございまして、知事の方 から答弁いたしましたが、現時点における、 いわゆる旧法下での合併についての総括をす べきだという意見は、県の町村会からの要望 もございまして、今年度、今現在取り組んで いるところでございます。今年度内には、そ の結果をまとめ、また御報告して、今後の合 併の検討にも参考にしていただきたいし、合: と思います。 併した市町村にとっても、参考になるような 資料ができればということで、今、私どもの 方で、調査に取り組んでいるところでござい ます。

それから、道州制につきましては、合併と いうのが1つの要因でございますけれども、 合併を総括をするということで、私どもとし ては、いろんな誤解等もございますし、いろ んな課題も見えてきておりますので、そこら 辺の今後の合併した市町村の参考になるとい うことと、そこら辺は合併を検討する上で整 理していただくということを目的にやってお ります。直接、道州制とは関係ございません けれども、市町村の方に私の方から言ってお りますのは、例えば、仮に九州が道州制で一 体になれば、今現在、熊本県は48市町村です けれども、九州全体では約260の市町村がご ざいます。つまり48分の1になるのか、260 分の1になるのかということは、大きな違い になります。ですから、そういう道州制の行 方というのは、市町村にとっても大きな影響 を持ちますので、その動向については、十分 関心を持っておいていただきたいということ は、機会あるごとに申し上げておるところで ございます。

○髙木健次委員 言われたとおり、道州制と この合併とはちょっと違う分野のあれがある と思うのですけれども、ただ、やっぱり合併 が進められて、その辺の市町村の考え方の中 には広域連合、市町村合併、そして道州制と いうような非常に関連的な考え方で物をとら える傾向があるんですね、どうしても。だか ら、そういうことでは、非常にその辺のきち んとした説明といいますか、資料あるいは情 報の発信をしないと、やっぱり県の考え方と 市町村の一般の方の考え方というのは、ちょ っとかけ離れた温度差もあると思うのです。 その辺をどうぞよろしくお願いしておきたい

○前川收委員長 ほかにございませんでしょ うか。

○池田和貴委員 この道州制の問題は、非常 に大きな論点から、皆さんいろいろご意見が あるかと思うのですが、やはり、この地方分 権改革推進委員会の方向性というのは、非常 にこの中で重要になっていると思います。そ の中で、この中間取りまとめの30ページに実 は書いてあるのですが、地方分権の改革の生 むメリットを、具体的イメージとして示すた めに、今日の過疎問題を象徴する現象である 過疎化する中心市街地、過疎化する地域集落 をめぐる論点を切り口として取り上げるとい うことで、過疎問題ということの解消を念頭 に、いろんな議論が進んでいくということが、 進めていくというのがここで書かれておりま す。(3)の上から7行目ですね、それと31ペ ージの下から6行目からなんですが、この前 に示された、先ほど委員長が県庁の仕事とし てこの1番から10番ですね、現場としてどう かまとめてくれという、この辺も過疎問題に 対して必ず念頭に置くようにという中間取り まとめが書いてございますので、できれば、 私たちも地域にあるその過疎問題ですね、こ の辺も熊本県においてどうなのかということ も、もしわかるところがあれば、この辺も報 告を受けて、研究しておいた方がいいのでは ないかというような思いがございます。その 辺があれば、ぜひお願いをしたいと思うわけ でございますが。

○坂本地域政策課政策調整審議員 過疎地域 を担当しております地域政策課の方からお答 えさせていただきます。現在、過疎地域につ きまして、先生たちも御承知のことかと思い ますけれども、過疎法の期限が平成22年の3 月をもって失効するという状況になってきて

おります。それで、今後その過疎法の見直し! け集約することによって、そこで今後の高齢 につきまして、どのようにやるのかというこ とが大きな観点になってくるかというふうに 考えております。それで、地域政策課といた しましては、本年度、熊本県過疎集落研究会 というものを設置しまして、庁内でいろいろ 議論を進めているところでございます。それ とあわせまして、県立大学の地域貢献事業と いうものを活用いたしまして、各地域集落単 位ごとに、ヒヤリングに入って、その調査を ずっとやっておりまして、本年度中には、一 応全体のところの過疎地域を抱える課題、問 題点、そういうものについて取りまとめをや ってまいりたいということで考えておりま す。総務省の方からのお話によりますと、来 年度12月くらいには、毎年、これは議員立法 で過疎法は行われておりますので、そういう 意味合いからしますと、県議会の方からも何 らかの意見書を出していただくような作業 が、来年度まいってくるかなというふうに思 っておりますので、その際には、先生方の御 協力もいただきますようによろしくお願いし たいと思います。

以上でございます。

○前川收委員長 ほかの組織の方もだれか、 中心市街地の方はだれがやりますか。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございま す。

この中心市街地の問題、コンパクトシティ ーにつきましては、土木の都市計画と連携を とりながら、現在、中心市街地の活性化につ いては取り組んでおるところでございます。 実際、中心市街地活性化計画、熊本市と八代 市を策定しておりますが、実は今後大体、あ と5つくらい計画が進んでおりまして、そう いった面から、やはりこういう中心市街地の 活性化によって、活性化といいますか、いわ ゆるコンパクトシティー、中心部にできるだ

化の問題でありますとか、様々な社会的問題 もあわせて解決していくというような考え方 が、コンパクトシティーでございますが、そ の商店街という話だけではなくて、基本的に コンパクトシティーということを、土木と一 緒に、都市計画の方と一緒に今進めておると ころでございます。

○前川收委員長 池田先生からありましたけ れども、僕は個別具体のなるだけ具体的な中 間的な取りまとめの(2)ですよね、個別の行 政分野事務事業の抜本的な見直し検討と、重 点事項のことをさっき検証してくれと言った んですけれども、この中に盛り込まれている ことは、基本的には、全部検証しておかない と一緒にですね。ただ、非常に抽象的な文章 で、なかなか具体的に検討しづらいと、方向 性だけしかないということであれば、それは それでいいんですけれども、一応、県庁とし ては、これが出る以上は、きちんと検証する というのは、むしろ私が言わなくても当然の 話だろうと思いますから、大変な作業かもし れませんが、できる限り次期委員会までには、 この中間取りまとめを県庁なりに検証し、熊 本県としての考え方というもので、御報告い ただけるような形をつくっていただければと 思います。委員の皆さん、それでよろしいで すかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○前川收委員長 ほかにございませんでしょ うか。
- ○馬場成志委員 あわせていいですか。
- ○前川收委員長 どうぞ。
- ○馬場成志委員 この北海道のさんざんなや つですが、33項目について、皆さんでどうい

せてまとめていただくならばと思いますけど ね

○前川收委員長 今、馬場委員が御質問なさ ったというか、お願いなさったことは結局、 北海道が出している33項目というのは、多分、 熊本県も将来にわたって権限移譲してもらっ たがいいと思っていらっしゃるやつを、地方 という視点から見れば、かなり共有できる部 分があるんだろうなというふうに思っている んです。その辺の検証ですよね、それもぜひ やっていただければというふうに思ってま す。これは北海道に行く前の方がいいんだけ れども、大変でしょうが、北海道に行く前に、 我々は我々として、これは北海道の話だけで はなくて、熊本に当てはめた話として、議論 ができるような形をつくってもらえればいい と思います。集まる機会はなかなかないかも しれませんが、資料としてでき上がれば送付 いただくとか、委員会の中で委員の皆さんに 送付いただく、そういう形をとれればと思っ ておりますので、よろしいですかね、お願い いたします。

ほかにございませんでしょうか。

○鎌田聡委員 次回まで教えていただきたい のですけれども、九州各県の予算規模ですね、 九州が一つ、現行の制度の中で一つになった とき幾らであって、自主財源がどれだけあっ て、交付税が幾らだと、これを次回までに出 していただければと。

○前川收委員長 大丈夫ですね、よろしいで すね、次回で結構ですから。

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終了いたします。 次に、議題(2)閉会中の継続審査について お諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審

うとらえ方をしているかということも、あわ ! 査未了のため、次期定例会まで本委員会を継 続して審査する旨、議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前川收委員長 異議なしと認めます。

次に、議題の(3)その他に入りますが、何 かございますか。よろしいですかね。

それでは、以上をもちまして、本日の委員 会を閉会をいたします。

午前11時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

道州制問題等調查特別委員会委員長